

静岡大学教育学部附属教育実践総合センター

研究紀要投稿規程

- 1 静岡大学教育学部附属教育実践総合センターの研究紀要への投稿については、教育学部研究報告の「寄稿要領」および「投稿上の注意事項」に準拠する他、この規程の定めるところによる。
- 2 投稿原稿は、以下の5項目のいずれかに関する論文もしくは教育実践報告とする。執筆者は、投稿時に論文もしくは教育実践報告の区別を明記すること。論文の場合は、原稿添付票に「研究領域・分野における本論文のオリジナリティー」を記載するほか、英文要旨が添えられていることが望ましい。
 - (1) 学習指導・教科教育または学校経営・学級経営に関すること
 - (2) 生徒指導・教育相談に関すること
 - (3) 教育実習に関すること
 - (4) 教育情報科学に関すること
 - (5) その他、本センターの設置目的にふさわしい内容であること
- 3 投稿資格者は、以下のとおりとする。ただし、(2)～(4)にあつては、本学部教員から助言等を受けて投稿する場合に限る。なお、個人執筆あるいは共同研究の筆頭報筆者としての執筆は、1名1論文に限る。投稿原稿は、未公開のものとする。
 - (1) 本学部および附属学校園の教員。
 - (2) 本研究科大学院生および大学院修了生。
 - (3) 本学部および附属学校園の元教員ほか本学部の教育研究と連携関係にある者。
 - (4) そのほかセンター長が特に許可した者。
- 4 ページ数に関して特に制限は設けない。（目安として論文は概ね10ページまで、教育実践報告は概ね8ページまで）
- 5 査読用原稿は、執筆者名やそれが分かるものを削除し、センター編集委員会宛に提出すること。
- 6 投稿原稿の掲載にかかわる費用は執筆者には請求しない。抜き刷りを希望する場合、執筆者負担で作成する（本センターで集約しない）。
- 7 投稿期限は、年1回の発行の場合には原則として1月9日（金）23時59分とする。年2回以上発行する場合等については別に定める。
- 8 投稿そのほかに関する連絡先は下記のとおりである。

〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836
静岡大学教育学部附属教育実践支援センター
(Tel・Fax) 054-238-1071(ダイヤルイン) 内線 4980

附則

この規程は、令和4年6月23日から施行する。

この規程は、令和6年3月13日から施行する。